

今号のピックアップ

- 1ページ ・研修会及び総会 案内
2ページ ・業務メモ ・会報232号補足 ・編集後記



研修会開催 5月27日(金)

働き方改革ってどんなこと?—業務の質を上げるコツ—

会場：大阪市立港区民センター 1階ホール

みなさんは、働き方改革についてどのように感じていますか。『何をどのように取り組めばよいか分からない』『学校事務職員からアプローチするのは難しい』など、働き方改革に取り組むことはハードルが高いと感じている方もおられるのではないのでしょうか。そこで、2年ぶりに開催する今回の研修会では、先生の幸せ研究所 代表 澤田 真由美 様を講師にお招きし、「学校現場における働き方改革」についてご講演いただきます。澤田様はワーク・ライフ・バランスコンサルタントとしてご活躍され、ご自身の教員経験を基に教育委員会や学校等において、コンサルティングや講演を行われています。講演のなかで紹介される他都市での効果的な取組も参考にしながら、学校現場における働き方改革とはどのようなことなのか、そして学校が一体となって取り組むために学校事務職員ができることについて、一緒に考えてみませんか。感染症対策を講じながら、参加者同士での意見交換の時間を設けていますので、多くの方のご参加をお待ちしています。

受付 午後2時00分～ 研修会 午後2時30分～

会場 大阪市立港区民センター（弁天町駅下車 朝潮橋方面へ徒歩5分）

令和4年度 総会開催

- | | | |
|----|---------------------|-----------------------------------|
| 日時 | 5月27日(金) 研修会終了後 | |
| 会場 | 大阪市立港区民センター | |
| 議事 | (1) 令和3年度 事業報告 | ※ 当日は議案書をご持参ください。 |
| | (2) 令和3年度 会計決算報告 | |
| | (3) 令和3年度 監査報告 | ※ やむを得ず欠席される場合は、委任状のご提出をお願いいたします。 |
| | (4) 令和4年度 役員等選出について | |
| | (5) 令和4年度 事業計画(案) | |
| | (6) 令和4年度 会計予算(案) | |
| | (7) 会則改正(案)について | |



公金会計の予算執行における留意事項について「発注単位の考え方」

令和4年3月11日付事務連絡「令和4年度 学校維持運営費等の執行及び日程について（通知）」において、予算執行における留意事項として「発注単位の考え方」が記載されています。

Point

- ・種目を越えて案件をまとめないよう留意する
- ・種目が同一の場合、まとめて発注が可能なものは一件にまとめて調達することを基本とする
- ・複数の事業予算で同一種目の物品を同一時期に購入する場合、発注案件は一件にまとめる（支出決議金額を合算して校園長専決金額（40万円）を超える場合は、仕様書による調達）

（事例1）紙ねんどとカラー造形紙を購入する場合

物品種目としては、いずれも「46:学校教材具」となるため、一件にまとめて調達する。

（事例2）図書館用図書と教科書、指導書を購入する場合

物品種目としては、いずれも「51:図書」となるが、教科書、指導書については取次供給所との特名随意契約となるため、図書館用図書と教科書、指導書は分けて調達する。

（事例3）アコーディオン(学校維持運営費・支出決議金額 25万円)と

シロフォン(学校設備等整備事業・支出決議金額 30万円)を購入する場合

物品種目としては、いずれも「49:楽器」となるため、一件にまとめて調達する。

本事例の場合、事業コードごとの決議金額を合算すると55万円になり校園長専決額(40万円)を超えるため、仕様書による調達（センター契約）を依頼する。



仮に、事業コードごとの決議金額を合算して校園長専決額(40万円)を下回る場合は、校園契約により一件にまとめて調達する。
維持運営費よくある質問（1-B-Q13）参照

<各種資料の掲載場所>

◎「校園に係る種目一覧」

SKIPポータル書庫>Beeネットポータルライブラリ情報>03.規程・資料等
>01.維持運営費>020 執行関係>020 比較見積関係

◎「大阪市種目一覧」（物品供給等・業務委託）（工事請負）

大阪市電子調達システム>各種資料・ダウンロード ※学習系ネットワークで検索できます。

～ 業務システムにおける決裁代理機能について補足 ～

会報232号で「業務システムにおける決裁代理機能」についてご紹介しましたが、決裁代理の登録には「代行」と「代決」の2種類があります。

「代行」… 決裁権者が短期に不在の場合は、本来の決裁権者からの電話等での指示で、代行者が決裁権者の名前で決裁（人事・給与システム「代理承認」もこれに該当）

代行期間は10日以内で設定

「代決」… 本来の決裁権者が、長期に不在となる場合（事故、海外出張等）は、発令により教育委員会が職務代理を設定し、職務代理者の名前で決裁

※学校長が短期不在時に学校で設定する場合は「代行」となります。混同しないようにしましょう。

《編集後記》 年度が変わり会報も心機一転、マイナーチェンジをしました。今後も読みやすく、会員の皆様のためになる会報となるよう、改善を重ねていきたいと思っております。（ちなみに変更箇所は、タイトル「おおさか」・本文フォントの2箇所です）（F）

